

## 【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

### (1) 審議概観

第155回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本特別委員会に付託された請願はなかった。

#### 〔法律案の審査〕

独立行政法人北方領土問題対策協会法案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、北方領土問題対策協会を解散して独立行政法人北方領土問題対策協会を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

委員会においては、11月22日に細田沖縄及び北方対策担当大臣から趣旨説明を聴取し、同月27日、北方領土問題解決に向けての大臣の決意、北方領土問題対策協会を独立行政法人化するに至った経緯や理由、独立行政法人化に伴う協会の組織や業務の主な変更点、独立行政法人化が北方領土返還要求運動に及ぼす影響、独立行政法人化による協会の合理化・効率化、独立行政法人化の妥当性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

## (2) 委員会経過

### ○平成14年10月18日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○平成14年11月13日（水）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。

### ○平成14年11月22日（金）（第3回）

- 独立行政法人北方領土問題対策協会法案（閣法第12号）（衆議院送付）について細田沖繩及び北方対策担当大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成14年11月27日（水）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人北方領土問題対策協会法案（閣法第12号）（衆議院送付）について細田沖繩及び北方対策担当大臣、川口外務大臣、吉村国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。  
（閣法第12号）賛成会派 自保、公明  
反対会派 民主、共産、国連、社民

### ○平成14年12月11日（水）（第5回）

- 沖繩及び北方問題に関する対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

### (3) 成立議案の要旨

#### 独立行政法人北方領土問題対策協会法案（閣法第12号）

##### 【要旨】

本法律案は、特殊法人改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、北方領土問題対策協会を解散して独立行政法人北方領土問題対策協会を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人北方領土問題対策協会とする。
- 2 独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）の目的は、次のとおりとする。
  - (1) 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題（以下「北方領土問題等」という。）についての国民世論の啓発及び調査研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題等の解決の促進を図ること。
  - (2) 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（以下「北方地域旧漁業権者等法」という。）に基づき、北方地域旧漁業権者等に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図ること。
- 3 協会は、主たる事務所を東京都に置く。
- 4 協会の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とするとともに、政府が必要があると認めるときには、予算で定める金額の範囲内において、協会に追加して出資することができる。
- 5 協会に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置くほか、理事1人、非常勤の理事5人以内を置くことができる。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 協会に、学識経験者及び北方地域旧漁業権者等15人以内で構成される評議員会を置き、評議員会は、理事長の諮問に応じて、業務運営に関する重要事項を調査審議するとともに、理事長に意見を述べることができる。
- 7 協会は、その目的を達成するため、次の業務を行う。
  - (1) 北方領土問題等について国民世論の啓発を行うこと。
  - (2) 北方領土問題等について調査研究を行うこと。
  - (3) 昭和20年8月15日において北方地域に生活の本拠を有していた者に対し必要な援護を行うこと。
  - (4) 北方地域旧漁業権者等法第4条に規定する貸付業務を行うこと。
- 8 協会は、貸付業務に係る経理については、その他の業務（以下「一般業務」という。）に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理する。
- 9 主務大臣は、北方領土問題等の解決促進を図るため又は北方地域旧漁業権者等の事業の経営と生活の安定を図るため等、特に必要があると認めるときは、協会に対し、国民世論の啓発及び貸付業務等について、必要な措置をとることを求めることができる。

- 10 協会の主務大臣は、管理業務及び一般業務に関する事項については、内閣総理大臣とし、貸付業務に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣とする。
- 11 この法律は、公布の日から施行する。ただし、協会の成立は平成15年10月1日とし、旧協会はその時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、協会が承継する。

#### (4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
12	独立行政法人北方領土問題対策協会法案	衆	14. 10.21	14. 11.20	14. 11.27 可決	14. 11.29 可決	14. 11.7 特殊法人	14. 11.18 可決 附帯	14. 11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									

(注) 附帯 附帯決議